

第4回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2020年11月26日開催(報告日:2020年11月27日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム

共同代表 益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。コロナ禍のなか、リアルな勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOMの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。

《次回勉強会のアナウンスメント》

第5回:銀行調査のオンライン化と納税者の権利

～アメリカでは、反面調査手続改革で、手続への納税者本人参加を実現

報告者 石村耕治(TC フォーラム共同代表)

(2021年1月18日午後3:00～Zoomによるオンライン会議)

【資料】「TC フォーラム研究報告」2021年第1号 TC フォーラム HP からネット入手可能。

<http://tc-forum.net/>

第4回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

第4回 TC フォーラム政策勉強会(オンライン)は、次のようなテーマで、2020年11月26日(木)午後3時から5時まで、開催されました。

第4回:討論:納税者支援調整官の積極的な利用で わが課税庁のカルチャーをチェンジ(変革)しよう

(11月26日午後3:00～Zoomによるオンライン会議)

【資料】「TC フォーラム研究報告」2020年第1号～3号、「第1回～第3回 TC フォーラム政策勉強会開催メモ」すべて TC フォーラム HP からネット入手。<http://tc-forum.net/>

第4回政策勉強会は、会員による自由討論でした。第1回～第3回政策勉強会を通じて勉強した知見などを運動に生かすための議論を展開しました。わが国に現在ある納税者支援調整官制度を各界で積極的に活用して、課税庁のカルチャーチェンジ(変革)するためのアクションプランを参加者の皆さんで考えてみました。

◎討論に先立つ論点整理

- ①わが国では、課税庁を、「税の徴収機関」から「納税者サービス機関」に「カルチャー(文化)」にチェンジする必要がある。課税庁の「カルチャー」をチェンジしないと、真の意味での「納税者が主役」の税務行政に改革するのは至難だからである。
- ②改革のツール(道具)として、(a)「納税者権利憲章」に加え、(b)「独立した課税庁の納税者権利擁護サービスの組織づくり」が要る。その場合、現行の納税者支援調整官制度のチェンジで可能か、それとも新組織でないとダメなのか、が問われる。
- ③現行の納税者支援調整官制度を知らない納税者や納税者団体が多いのではないかと？現行の制度を積極的に活用し、制度改革の必要性を訴える運動が必要ではないか？
- ④制度改革の素材を提供する意味では、イギリスの苦情処理官(アジュディケーター)制度はもちろんのこと、アメリカの納税者権利擁護官制度を、もっと詳しく精査する必要があるのではないかと？
- ⑤この場合、納税者と課税庁との間を中立的な立場で仲裁・調整する“納税者支援調整官”から、納税者の権利利益を代理し納税者の立場にたつて課税庁と対峙する“納税者権利擁護官”へのチェンジも一案である。いずれにしろ、問題は、現在の政治状況を勘案したうえで、運動をどう盛り上げていくかである。
- ⑥現在ある納税者支援調整官制度を積極的に活用するアクションプランをつくり、各界に働きかけを行ってはどうか？
- ⑦この制度活用を推進する運動を通じて、課税庁の納税者サービスのスタンダードとなる「納税者権利憲章」制定の運動を積極化させてはどうか？

◎討論のポイント(参加者討論のまとめ)

- ①国税は、現在ある納税者支援調整官制度を積極的にPRしていない。そこで、まず、TCフォーラムとして、参加団体や会員にどのようにして、納税者支援調整官制度があることを納税者/市民に認知してもらうのかについて、検討する必要があるのではないかと？
- ②調査は、いわゆる「事実問題」であり、「処分」ではないことから、不当あるいは違法であったも、審査請求や司法救済の対象にはなりにくい。こうした事実問題に対して納税者が苦情の申出ができる制度の整備は急務である。その際に、納税者支援調整官の存在を再認識することは大事である。

- ③納税者支援調整官制度の活用を進めることには異論はない。
- ④納税者支援調整官制度の積極的な活用を推進する運動をスタートアップさせ、ある程度の実績をつんだうえで、課税庁の納税者サービスのスタンダードとなる「納税者権利憲章」制定の運動を積極化させてはどうか？
- ⑤国の情報公開法を通じて、納税者支援調整官が作成している苦情処理票の開示請求をしてはどうか？
- ⑥すでにサイバー税理士連盟(任意団体)の長谷川博税理士らにより、開示請求した納税者支援調整官の苦情処理票が、同連盟が開設している HP に開示されている。ただ、事例は、2008 年～2010 年と、かなり古い(<http://www.cyber-zeirishi.org/>)。したがって、国税当局は、現在も同じような苦情処理票を作成し、かつ、開示しているのかどうかは定かではない。
- ⑦TC フォーラムの会員である長谷川博税理士による先駆的な活動は、大いに評価できる。ただ、現在同連盟は事実上活動を停止しているようにもみえる。そこで、TC フォーラムが、この活動を引き継ぐ形で、東京国税局、あるいは関信国税局も含めて、苦情処理票等の開示請求をしてはどうか。
- ⑧事務局が主導して、できるだけすみやかに、至近の年度の納税者支援調整官が作成している苦情処理票の開示請求を行うことにしたい。
- ⑨開示請求をし、ある程度資料データを入手したうえで、2 月の確定申告の繁忙期に入る前に勉強会を開催し、その後の対応を検討することでいいのではないかと。
- ⑩その後、資料データを精査し、整理したうえで、TC フォーラムの HP にアップするのも一案である。加えて、パンフを作成し、納税者/市民に頒布し、納税者支援調整官制度を納税者の使い勝手のよい制度に改革する提案をしてはどうか。
- ⑪わが国の納税者支援調整官制度、アメリカの権利擁護官制度など諸外国の苦情処理機関との比較をするなかで、納税者権利憲章の必要性を訴える運動の再構築をはかつてはどうか。
- ⑫情報開示請求による情報データを得るまで時間がかかると思う。年末 12 月の勉強会は、コロナ禍のなか忘年会開催も至難であることから休みとしたい。ただ、せっかく勉強会が軌道に乗ってきたのであるから、明年 1 月は、是非とも勉強会を開催したい。
- ⑬次回【第 5 回】勉強会は、2021 年 1 月 18 日(月)午後 3:00～としたい。

* TC フォーラムの会員で、オンライン勉強会にオブザーバーとして聴講を希望する方は、TC フォーラムの事務局にご連絡ください。また、会員の推薦のある方も、聴講の希望があれば参加できます。事務局から招待状をメールで送付します。ただ、ZOOM での招待者数にはリミットがあり、ご希望のそえないこともあります。あらかじめご了承ください。